

福岡銀行の取り組みと課題

不良債権への対応

不良債権とは

企業の倒産や業績不振などにより、回収が困難となる可能性が高い貸出金などのことです。不良債権は銀行の収益源である利息収入がなくなるだけでなく、最終的には元本そのものも回収できず、銀行の損失に計上しなければならなくなる恐れがあります。

不良債権の最終処理とは

不良債権の最終処理とは、銀行が保有している不良債権を銀行のバランスシートから切り離し、不良債権の残高を減らすことです。不良債権の最終処理には清算や会社更生法、民事再生法などの法的整理や、一定額の債権回収を断念する債権放棄等の私的整理、または不良債権を直接売却する方法があります。この他、不良債権処理には、貸倒引当金を積んでおく間接償却がありますが、担保価値が下落したり、企業倒産等で追加負担を迫られる可能性があるため、銀行には最終処理の促進が求められています。

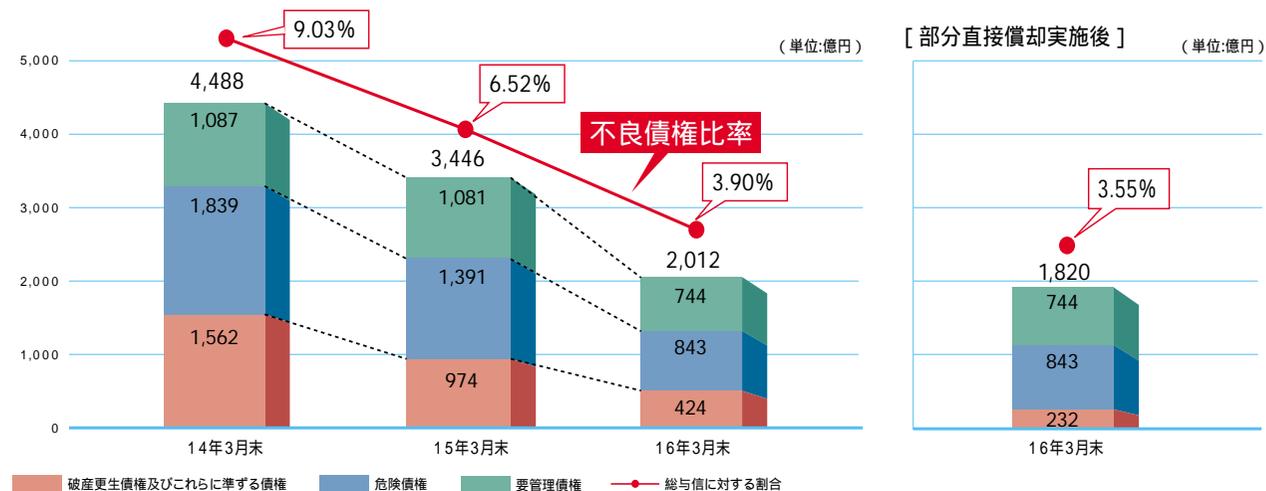
当行の不良債権処理

当行は事業再生や企業の健全化支援を進めつつ引き続き不良債権の圧縮に努めております。

平成16年3月末の「金融再生法開示債権」は、不良債権処理を前倒しで進めたため、前年比1,434億円減少し2,012億円となりました。また、総与信に対する不良債権の比率につきましても前年比2.62%低下し3.90%となりました。

なお、部分直接償却を実施した場合の16年3月末の不良債権残高は、1,820億円となり、総与信に占める割合は3.55%となります。

金融再生法開示債権



部分直接償却とは

自己査定により回収不能または無価値と判定した担保・保証付債権等について、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額を控除した残額(分類金額)を取立不能見込額として債権額から直接減額すること。

福岡銀行の取り組みと課題

不良債権に対する備え

ディスカウント・キャッシュフロー法による引当や引き続き資産査定を厳格化に努めました結果、不良債権に対する担保等や貸倒引当金での備えは1,648億円、カバー率では81.9%となり引き続き十分な引当・保全状況を確認しています。

不良債権の保全内訳（金融再生法開示債権）

（平成16年3月末）

（単位：億円）

	債権額	保全等カバー	引当金		カバー率
			引当金	担保・保証等	
破産更生債権等	424	424	252	172	100.0%
危険債権	843	750	269	480	88.9%
要管理債権	744	474	282	192	63.7%
合計	2,012	1,648	803	844	81.9%

金融再生法開示債権の定義

債権額

貸出金、外国為替、未収利息、支払承諾見返、貸付有価証券、仮払金

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

「危険債権」

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権

「要管理債権」

自己査定における債務者区分「要注意先」のうち、債権毎の区分で「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権

「正常債権」

上記に掲げる以外のものに区分される債権

事業再生・健全化支援

事業再生・健全化支援の専担部署である事業金融部を中心に、サービス「ふくおか債権回収株式会社」や、地域再生ファンド等とも協力のうえ、お取引先の事業再生と不良債権処理加速化の同時実現を進めてまいります。

事業再生に軸足を置いたサービス「ふくおか債権回収株式会社」では、オフバランス後も銀行グループとして事業再生を支援することを可能とし、地域金融機関としての使命を果たしてまいります。